

潟教総発第270号  
平成27年9月8日

文部科学大臣 殿

秋田県潟上市 市長 石川 光男

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、別紙のとおり平成25年度～平成27年度の施設整備計画を変更しましたので提出します。

# 施設整備計画

都道府県名	秋田県
市町村名	潟上市

- 1 **計画名称** 潟上市公立学校等施設整備計画
- 2 **計画作成主体** 潟上市
- 3 **計画期間** 平成 25 年度 ~ 平成 27 年度

4 **域内の公立の義務教育諸学校等施設の整備状況について**

①保有校数及び耐震化の状況等(H27.4.1現在)

保有校等	域内全棟数 (a)	(a)のうちS56年以前に建設された棟					
		(b)		耐震診断 実施率	うち耐震性 のある棟	うち耐震性 の無い棟	
小学校 6校	33棟	12棟	100%	12棟	棟	棟	
中学校 3校	21棟	3棟	100%	3棟	棟	棟	
高等学校 校	-棟	-棟	%	棟	棟	棟	
特別支援学校 校	-棟	-棟	%	棟	棟	棟	
幼稚園 3校	3棟	1棟	%	棟	棟	1棟	
学校給食施設							
単独校調理場 9箇所							
共同調理場 箇所							
スポーツ施設							
学校水泳プール 6箇所							
学校武道場 2箇所							
社会体育施設 2箇所							

②その他、特記すべき状況・課題

本市は、平成17年3月に旧天王町及び旧昭和町、旧飯田川町が合併して誕生した市である。  
 市内には小学校6校と中学校3校があり、老朽化した学校施設の改築、改修の実施など、地域の防災拠点としての活用を踏まえた計画的な教育施設整備が課題となっている。木造校舎で築40年を経過していた豊川小学校については、平成24年4月に大久保小学校への統合を実施し大豊小学校としてスタートした。また、耐震が確立されていない幼稚園についても、保育機能を有するこども園を計画し、保育園との統合整備を図ります。

5 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する目標について

①地震、津波の災害に備えるための整備

天王中学校の校舎(昭和53年建築)、屋内運動場(昭和37年建築)は、平成23年度実施した耐震診断により耐震性の無いことが確認されており、校舎は平成25年度に耐震補強工事と大規模改造工事を実施し、さらに屋内運動場は I S値0.06と判定され耐震補強が困難なことから改築を実施する。また、追分小学校の校舎(昭和54年建築)は耐震性のない煙突部分を大規模改造事業で撤去し、安全かつ円滑に学校生活を送りきめ細かな教育が展開出来るよう整備する。小中学校は全ての耐震化率で100%を目指す。  
 羽城中学校の校舎視聴覚ホールと武道場、天王南中学校の武道場が吊り天井の高さが6mを超える天井又は、水平投影面積が200㎡を超える天井であり、落下防止対策工事を実施し、安全かつ円滑に学校生活を送りきめ細かな教育が展開出来るよう整備する。

(目標耐震化率の設定)

学校区分	耐震性の無い棟		計画期間中に耐震化を図る棟数			耐震化事業実施による耐震化率の目標(%)	
		うち、Is値0.3未満等の棟数		うち補強	うち改築	(現状)	→ (目標)
小学校	1棟	1棟	1棟	棟	棟	85.71%	→ 100.00%
中学校	2棟	1棟	2棟	1棟	1棟	60.00%	→ 100.00%
高等学校	棟	棟	棟	棟	棟		→
特別支援学校	棟	棟	棟	棟	棟		→
幼稚園	棟	棟	棟	棟	棟		→

②防犯対策など安全性の確保を図る整備

③教育環境の質的な向上を図る整備

天王中学校の校舎(昭和53年建築)は、老朽化が著しいため耐震補強工事と併せて大規模改造を行います。また、屋内運動場(昭和37年建築)については全面改築をして安全かつ円滑に学校生活を送りきめ細かな教育が展開出来るよう整備する。  
 追分小学校の校舎(昭和54年建築)は、老朽化が著しいため耐震性がない煙突部分の解体を含んだ大規模改造を行い、安全かつ円滑に学校生活を送りきめ細かな教育が展開出来るよう整備する。  
 羽城中学校の校舎(平成2年建築)は、老朽化が進んでいるため大規模改造と併せて吊り天井対策工事を行います。また屋内運動場(平成2年建築)は老朽化による大規模改造を行い、安全かつ円滑に学校生活を送りきめ細かな教育が展開出来るよう整備する。

④施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

6 5の目標を達成するために必要な整備事業について

※（様式2、3）

7 5の目標に対して行う事後評価について

計画初年度に、庁内において5の達成度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を当市のホームページ等で公表する。

様式2

整備事業の内容(総括票)

整備区分・内容	事業数	事業全体における 全工事費(千円) 【負担金事業を含む】			備考
			うち、 対象内 実工事費 (交付金の算定対象実 工事費)	うち、 対象外 実工事費	
① 地震、津波等の災害に備えるための整備					
地震補強	1	39,000	39,000		
不適格改築	1	531,646	301,012	230,634	
防災機能強化	3	46,366	46,366		
② 防犯対策など安全性の確保を図る整備					
③ 教育環境の質的な向上を図る整備					
大規模改造	6	933,632	641,552	292,080	
④ 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備					
小計	11		1,027,930		
⑤その他目標達成のために必要な事業 及び法第3条第1項各号に規定する負担事業					
小校	1	64,667	20,576	44,091	
中屋	1	230,634	51,873	178,761	
小計	2		72,449		
合計	13		(※) 1,100,379		

(※)様式3と一致すること。

様式3

整備事業の内容(学校ごと)

学校名	整備区分	事業番号	事業名	建物区分	構造区分	事業全体面積等 (㎡、箇所等)			事業全体における 工事費(千円) 【負担金事業を含む】			計画期間に おける各事 業の予定年 度	耐震化棟数(棟)				契約日 (予定日)	竣功 (予定日)	備考
						うち、 対象内 面積等 (交付金の算 定対象面積 等)	うち、 対象外 面積等		うち、 対象内 実工事費 (交付金の算定対 象実工事費)	うち、 対象外 実工事費			耐力度 4,500点 以下	Is値0.3 未満	Is値0.3 ~ Is値0.4 未満	Is値0.4 以上			
天王中学校	①	0501	地震補強	校	R	3,873	3,873		39,000	39,000		24年度予備費(特会)				1	H25年6月5日	H25年10月30日	
天王中学校	①	0204	不適格改築	屋	S	1,720	1,019	701	531,646	301,012	230,634	24年度1次補正(特会)		1			H25年6月7日	H26年2月28日	
天王中学校	③	0602	大規模改造(老朽)	校	R	5,087	5,087		220,000	200,000	20,000	24年度1次補正(一般)					H25年6月5日	H26年2月28日	
追分小学校	③	0602	大規模改造(老朽)	校	R	3,324	2,763	561	342,937	197,204	145,733	25年度1次補正(一般)					H26年6月10日	H27年2月27日	
追分小学校	③	0602	大規模改造(老朽)	校	S	49	49		2,796	2,796		25年度1次補正(一般)					H26年6月10日	H27年2月27日	
羽城中学校	③	0602	大規模改造(老朽)	校	R	6,502	6,502		326,347	200,000	126,347	27年度予定					H27年6月12日	H28年2月29日	
羽城中学校	③	0602	大規模改造(老朽)	屋	R	46	46		1,900	1,900		27年度予定					H27年5月29日	H27年12月18日	
羽城中学校	③	0602	大規模改造(老朽)	屋	S	1,338	1,338		39,652	39,652		27年度予定					H27年5月29日	H27年12月18日	
羽城中学校	①	2201	防災機能強化	校	—	1	1		17,818	17,818		27年度当初(特会)					H27年6月12日	H28年2月29日	
羽城中学校	①	2201	防災機能強化	屋	—	1	1		8,548	8,548		27年度当初(特会)					H27年5月29日	H27年12月18日	
天王南中学校	①	2201	防災機能強化	屋	—	1	1		20,000	20,000		27年度予定					H28年1月29日	H28年3月31日	
天王中学校	⑤	0104	中屋	屋	S	701	218	483	230,634	51,873	178,761	25年度当初(一般)					H25年6月7日	H26年2月28日	
追分小学校	⑤	0101	小校	校	R	272	248	24	64,667	20,576	44,091	25年度1次補正(一般)					H26年6月10日	H27年2月27日	
校						21,146			(※) 1,100,379					1		1			
													2						

(※)様式2と一致すること。

(別表)施設整備計画事業一覧

整備 番号	整備内容 (様式2における整備内容)	事業名(様式3における事業番号・事業名)	
		事業番号	事業名
01	新增築	01 01	小校
		01 02	小屋
		01 03	中校
		01 04	中屋
		01 05	中等前期
		01 06	中等後期【奄美群島のみ】
		01 07	特支(小中)
		01 08	統合
		01 09	特支(幼・高)
		01 10	筑波嵩上げ【校舎のみ】
		01 11	幼稚園
		01 12	幼稚園(学級定員引下げ)
		01 13	高校(全日制)【奄美群島のみ】
02	改築	02 01	危険改築
		02 02	(財)地震改築
		02 03	公害改築
		02 04	不適格改築
		02 05	(特)地震改築
		02 06	(特)地震改築(特支)
		02 07	火山改築
		02 08	津波移転改築
03	へき集、教員住宅等	03 01	へき集等
		03 02	教員住宅
04	長寿命化改良事業	04 01	長寿命化改良事業※ <sup>1</sup>
05	地震補強	05 01	地震補強
		05 02	(特)地震補強
		05 03	(特)地震補強(特支)
06	大規模改造	06 01	大規模改造(補強)
		06 02	大規模改造(老朽)
		06 03	大規模改造(空調)
		06 04	大規模改造(障害)
		06 05	大規模改造(教育内容)
		06 06	大規模改造(トイレ)
		06 09	大規模改造(法令等)
		06 10	大規模改造(校内LAN)
		06 11	大規模改造(防犯)
		06 13	大規模改造(スプリンクラー)
		06 14	大規模改造(余裕教室)
		06 15	大規模改造(老朽)エコ改修※ <sup>2</sup>
06 16	大規模改造(統合)		
07	公害	07 01	公害(防止)
		07 02	公害(降灰)
08	屋外教育環境	08 01	屋外教育環境(グラウンド)
		08 02	屋外教育環境(運動広場)
		08 04	屋外教育環境(学習施設)
		08 05	屋外教育環境(集会施設)
09	木の教育	09 01	木の教育(ふれあいの場)
		09 02	木の教育(講堂)

整備 番号	整備内容 (様式2における整備内容)	事業名(様式3における事業番号・事業名)	
		事業番号	事業名
10	地域連携	10 01	地域連携(複合型)
11	産業教育施設	11 01	一般施設
		11 02	普通科等家庭科
		11 03	専攻科
		11 04	産業教育共同利用施設
		11 05	農業経営者育成高等学校拡充整備
		11 07	実習船
12	学校給食施設	12 01	単独校調理場(新增築)
		12 02	単独校調理場(改築)
		12 03	共同調理場(新增築)
		12 04	共同調理場(改築)
13	学校水泳プール	13 01	学校水泳プール(屋外)
		13 02	学校水泳プール(上屋)
		13 03	学校水泳プール(屋内)
		13 04	学校水泳プール耐震補強
14	中学校武道場	14 01	中学校武道場(柔剣道場、相撲場、なぎなた場)新築
		14 02	中学校武道場(柔剣道場、相撲場、なぎなた場)改築
		14 03	中学校武道場(弓道場)新築
		14 04	中学校武道場(弓道場)改築
15	学校屋外運動場照明施設	15 01	学校屋外運動場照明施設
16	学校クラブハウス	16 01	学校クラブハウス
17	地域水泳プール	17 01	屋内地域スイミングセンター(一般)
		17 02	屋内地域スイミングセンター(耐震強化)
		17 03	屋内地域スイミングセンター(浄水型)
		17 04	屋内浄水型水泳プール
		17 05	屋外地域スイミングセンター(浄水型)
		17 06	屋外浄水型水泳プール
18	地域スポーツセンター	18 01	地域スポーツセンター(新改築)
		18 02	地域スポーツセンター(改造)
		18 03	地域屋外スポーツセンター(運動場)
		18 04	地域屋外スポーツセンター(クラブハウス)
		18 05	地域屋外スポーツセンター(照明施設)
19	地域武道センター	19 01	地域武道センター(柔・剣道場)
		19 02	地域武道センター(弓道場)
20	社会体育施設耐震化	20 01	社会体育施設耐震化
21	その他	21 01	その他
22	防災機能の強化に関する事業	22 01	防災機能強化
23	太陽光発電等の整備に 関する事業	23 01	太陽光発電等
24	特別支援学校の用に供する既 存施設の改修	24 01	特支(廃校・余裕教室等改修)

※<sup>1</sup>事業申請を行う場合、別途示す様式により事業計画書等を提出すること。

※<sup>2</sup>事業申請を行う場合、別途示す様式により事業概要書を提出すること。